

⇩ 稼働休止となった減価償却資産

Q : 当社は、在庫調整のため、一部の機械の操業を一時休止しています。いつでも稼働できるよう点検などの維持補修は行っていますが、このような機械についても減価償却をすることができますか？

A : 維持補修を行い、いつでも稼働し得る状態にある場合には、事業の用に供しているものとして減価償却をすることができます。

【解説】

法人税法上、事業の用に供していない資産は減価償却資産には該当しないこととされています。したがって、ご質問のような在庫調整のため一時的に操業を休止している機械は、原則として減価償却資産には含まれず減価償却をすることはできません。しかし、休止期間中に必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、実質的に事業の用に供しているものと考えられることから、減価償却を継続して行なうことができます。

なお、減価償却を継続するためには、「休止期間が一時的で近い将来再稼働すること」が前提条件とされていますので、特定の製品を生産するための機械で、その製品の生産を中止したため将来稼働される見込みのないものについては、休止直後から減価償却をすることはできません。ちなみにこのような稼働見込みのない資産については、帳簿価格から処分見込価額を控除した金額を除却損として計上できる有姿除却という方法がありますので、こちらを検討してみるとよいでしょう。

